

教職第 2 1 9 - 2 号
令和 3 年 5 月 1 7 日

各市町村立小・中・義務教育・特別支援学校長 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長
(公印省略)

令和 3 年度公立小中学校等給与事務等に係る学校訪問について（通知）

日頃から、給与等支給事務について格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
さて、教職員課では、給与事務の適正な執行の一助とするため、下記のとおり令和 3 年度公立小中学校等給与事務等に係る学校訪問を実施する予定ですので通知します。

記

1 訪問趣旨及び訪問方法等について

別添「令和 3 年度公立小中学校等給与事務等に係る学校訪問実施要項」による。

2 令和 3 年度の学校訪問の今後の予定について

1 により訪問校を決定し、後日、対象校に対しては日程等の通知を各学校長あてに行います。

担 当： 県費事務担当 萩原
電 話： 048-825-0010
FAX： 048-825-0013
Email： a6660-09@pref.saitama.lg.jp

令和３年度公立小中学校等給与事務等に係る学校訪問実施要項

埼玉県教育局教育総務部教職員課

1 趣旨

市町村立小・中・義務教育・特別支援学校を訪問することにより、県費支弁教職員の給与等支給事務の現状と課題を把握し、解決に向けて必要な助言、情報交換等を行い、給与等支給事務の適正な執行を図る。

2 目的

- (1) 諸手当に係る事務処理への支援
- (2) 給与事務の現状把握及び情報提供
- (3) 管理職への給与等事務に係る意識啓発及び事務担当者の給与実務における資質向上

3 実施主体

教育局教育総務部教職員課

4 訪問対象校の選定方針

- (1) 県内の市町村を４つのグループに分け、各グループについて４年に１回の頻度で各学校を訪問する。

ただし、各学校への直接の訪問以外にも、効果的かつ効率的に２の目的を達成できると考えられる場合は、集合の形式により実施することができる。

なお、その場合は、２（３）の目的を達成するため、管理職が適正に給与事務を遂行することができるよう校長会等において周知徹底を図るものとする。

- (2) 新規採用事務職員配置校及び初めて埼玉県において臨時的任用職員又は任期付職員として任用された事務職員（教職員課の「臨時的任用職員等の新規採用等事務職員研修会」に出席していない者を含む）の配置校。
- (3) その他、市町村教育委員会から訪問の要請がある等、教職員課が特に訪問の必要があると認めたもの。

5 訪問の概要

- (1) 訪問期間

概ね令和３年６月から令和４年２月の間とする（ただし給与支給日及び閉庁日等を除く）。

- (2) 訪問日程

別途教職員課から対象校校長へ通知する。

なお、市町村教育委員会へも当該市町村立学校の訪問日程について情報提供を行う。

- (3) 所要時間

１校あたり１時間３０分程度

(4) 訪問職員

課長、副課長、主査、県費事務担当・給与制度担当・給与管理担当 計2～4名とする。

(5) 準備を要する資料等

- ・ 別途教職員課より事前に配付される以下の書類（訪問実施前に確認を終えたもの）

ア 令和3年度給与事務チェックリスト

イ 教育業務連絡指導手当チェックリスト

- ・ 平成31年度（令和元年度）から令和3年度における以下の諸表簿

学校要覧（学級数等が確認できるもの）、出勤簿、学校日誌、職務専念義務免除願綴、休暇願綴、休日・時間外勤務命令簿、旅行命令簿、休暇届簿、研修承認願綴、育児休業承認請求書綴、給与支払簿、電算報告書等学校控、特別支援学級担当（解任）に係る給料の調整額支給調書、通勤届、住居届、住居手当認定簿、扶養親族届、扶養手当認定簿、児童手当認定請求書、現況届、受給者台帳、教員特殊勤務手当実績簿、資金前渡口座の通帳等

6 訪問後の対応

訪問の結果、事務処理の内容の詳細を確認する必要がある場合は、市町村教育委員会又は学校へ報告書の作成を依頼する場合がある。

7 学校訪問の総括と周知

年度末において、各校の訪問結果を集計、検証し、給与事務に関して工夫された取組及び誤りの多い事例等を学校へ周知し、2（2）の目的達成に資するよう努めるものとする。

8 その他

- ・ 訪問校において、決定した日程での対応が困難な場合には、教職員課と該当校の間で日程の調整を行う。
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、訪問日は教職員課職員と校長（管理職）、事務職員のみ対応とする。
- ・ 学校訪問の実施方法については、4（1）ただし書きによる場合は、市町村教育委員会と協議の上、実施する。

令和３年度～令和６年度教職員課訪問実施計画

令和３年度訪問予定市町村（以下、学校コードの若い順）合計２７７校

南部地区：蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、新座市、和光市（計９０校）

西部地区：東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、鳩山町、川島町、吉見町、東秩父村（計５８校）

北部地区：美里町、深谷市、寄居町（計４２校）

東部地区：越谷市、八潮市、三郷市（計８７校）

令和４年度訪問予定市町村 合計２３７校

南部地区：草加市、鴻巣市（計５９校）

西部地区：所沢市、富士見市、ふじみ野市、三芳町（計９２校）

北部地区：秩父市、横瀬町、小鹿野町（計２８校）

東部地区：蓮田市、久喜市、幸手市（計５８校）

令和５年度訪問予定市町村 合計２６９校

南部地区：川口市（計７９校）

西部地区：川越市、坂戸市、鶴ヶ島市（計８７校）

北部地区：皆野町、長瀨町、本庄市、上里町、神川町（計３５校）

東部地区：行田市、加須市、羽生市（計６８校）

令和６年度訪問予定市町村 合計２７４校

南部地区：北本市、上尾市、桶川市、伊奈町（計６２校）

西部地区：狭山市、飯能市、日高市、越生町、毛呂山町（計９０校）

北部地区：熊谷市（計４５校）

東部地区：春日部市、白岡市、宮代町、杉戸町、松伏町、吉川市（計７７校）